平成21年経済センサス - 基礎調査の概要

1 調査の目的

平成21年経済センサス - 基礎調査は、事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、すべての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として実施する。

2 調査の根拠法規

本調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく同法第2条第4項に規定する基幹統計調査として実施する。

3 調査の期日

調査は、平成21年7月1日現在によって行う。

4 調査の対象

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所(以下「調査事業所」という。)について行う。

- (1) 大分類 A 農業・林業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- (2) 大分類Bー漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- (3) 大分類N-生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類79-その他の生活関連サービス業(小分類792-家事サービス業に限る。)に属する事業所
- (4) 大分類R-サービス業(他に分類されないもの)のうち、中分類96-外国公務に属する事業所

5 調査の種類

調査は、甲調査及び乙調査とする。

(1) 甲調査

国及び地方公共団体の調査事業所以外の調査事業所について行う。

(2) 乙調査

国及び地方公共団体の調査事業所について行う。

6 調査事項

- (1) 甲調査においては、次の事項を調査する。
 - 名称及び電話番号
 - 所在地
 - 事業所の従業者数
 - 事業所の事業の種類
 - 業態
 - 事業所の開設時期
 - 経営組織
 - 資本金等の額
 - · 外国資本比率
 - 決算月

- ・ 持株会社か否か
- 親会社の有無等
- ・ 親会社の名称及び電話番号
- ・ 子会社の有無等
- 法人全体の常用雇用者数
- 法人全体の主な事業の種類
- 支所等の有無等
- 本社等の名称
- 本社等の所在地及び電話番号
- (2) 乙調査においては、次の事項を調査する。
 - 名称
- 職員数
- 電話番号
- 事業の種類
- 所在地
- ・ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

7 調査の方法

(1) 甲調査

ア 調査の流れ

調査員による調査 総務大臣ー都道府県知事ー市町村長ー統計調査員ー調査事業所

市町村による調査総務大臣一都道府県知事一市町村長一調査事業所

都道府県による調査 総務大臣-都道府県知事-調査事業所

総務省による調査 総務大臣 - 調査事業所

イ 指導員及び調査員

- (7) 指導員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、甲調査の調査員による調査に係る調査員に対する指導、調査票及び調査関係書類の検査並びにこれらに附帯する事務を行う。
- (イ) 調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、担当調査区内にある調査事業所に係る調査票の配布及び取集、調査関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。
- (ウ) 特別の事情により、調査員が(イ)の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、指導員が当該事務を行う。

ウ 調査の方法

(7) 調査員による調査

調査員が『調査票A』、『調査票B』又は『本社等確認票』を担当調査区内の調査事業所(次の「(イ)」から「(エ)」までの調査事業所を除く。)ごとに配布し、及び取集することにより行う。

(イ) 市町村による調査

総務大臣が指定した調査事業所にあっては、市町村長が『調査票A』、『調査票B』又は『電子調査票』(本所調査票、支所調査票)を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。

(ウ) 都道府県による調査

総務大臣が指定した調査事業所にあっては、都道府県知事が『調査票A』、『調査票B』又は 『電子調査票』(本所調査票、支所調査票)を調査事業所ごとに送付し、及び回収すること により行う。

(エ) 総務省による調査

総務大臣が指定した調査事業所にあっては、総務大臣が『調査票A』、『調査票B』又は『電子調査票』(本所調査票、支所調査票)を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。

エ 報告の方法

調査員による調査にあっては、調査事業所の事業主(当該事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。)が『調査票A』、『調査票B』又は『本社等確認票』に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行い、市町村、都道府県又は総務省それぞれによる調査にあっては、調査事業所の事業主が『調査票A』、『調査票B』又は『電子調査票』に記入し、及び当該調査票を市町村長、都道府県知事又は総務大臣それぞれに提出することにより行う。

ただし、会社(外国の会社を除く)、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本社等においては、 当該本社等の事業主が一括して報告する。

(2) 乙調査

ア 調査の流れ

市町村の調査事業所総務大臣ー都道府県知事ー市町村長ー調査事業所

都道府県の調査事業所 総務大臣-都道府県知事ー調査事業所

国の調査事業所総務大臣ー調査事業所

イ 調査の方法

市町村の調査事業所にあっては市町村長が、都道府県の調査事業所にあっては都道府県知事が、 国の調査事業所にあっては総務大臣が『調査票乙』を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。

ウ報告の方法

調査事業所の事業主が『調査票乙』に入力し、及び当該調査票を市町村の調査事業所にあっては 市町村長に、都道府県の調査事業所にあっては都道府県知事に、国の調査事業所にあっては総務 大臣に提出することにより行う。

8 集計事項及び集計方法

(1) 集計事項

次の事項について、全国、都道府県別、市区町村別、町丁・大字別及び調査区別に集計する。

ア 事業所に関する集計

- (7) 産業に関する事項
- (イ) 従業者の規模及び属性に関する事項

- (ウ) 経営組織に関する事項
- (エ) 開設時期に関する事項

イ 企業に関する集計

- (7) 産業に関する事項
- (イ) 規模に関する事項
- (ウ) 外国資本比率に関する事項
- (エ) 親会社・子会社に関する事項
- (オ) 親会社と子会社を名寄せすることにより得られる事項

(2) 集計方法

ア 電磁的記録の作成

総務大臣は、別に定める方法により、調査票の内容が転写されている電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を作成する。

イ 結果表の作成

総務大臣は、上記「ア」により作成された電磁的記録を用いて集計を行い、結果表を作成する。

9 結果の公表

総務大臣は、集計した結果を刊行物又は閲覧に供する方法により次の期日までに公表する。

(1) 速報集計

平成22年6月末日までに公表する。

(2) 確報集計

ア 事業所に関する集計 平成22年11月末日までに公表する。

イ 企業に関する集計

親会社と子会社の名寄せ前の結果を平成22年11月末日までに、親会社と子会社の名寄せ後の結果を平成23年3月末日までに公表する。